

指定校変更・区域外就学許可基準

(26. 4. 1改正)

区分		許可基準	許可期限	確認事項及び必要書類	申請先
転居・転出	小学校 全学年	通学区域外に引越したが、通学の安全が確保できる場合	卒業まで		学事課 区民課
	中学校 全学年	通学区域外に引越したが、通学の安全が確保できる場合	卒業まで		学事課 区民課
小学校指定校変更による中学校入学		指定校変更許可を受け小学校卒業まで継続して在籍した場合(卒業した小学校の進学中学校)	卒業まで (中学校入学時申請)		学事課 区民課
兄弟姉妹		兄弟姉妹が指定校変更・区域外就学により就学している学校へ就学を希望する場合	卒業まで	※入学時(転入学時)、兄弟姉妹が希望校へ在籍している場合のみ。	学事課 区民課
転居予定		1年以内に引っ越す予定があり、あらかじめ引っ越し先の学区の学校に通学を希望する場合	転居予定期日まで	建築請負契約書 建築確認申請書 賃貸借契約書 等	学事課 区民課
疾病等		疾病や障害で指定校への通学が困難な場合	卒業まで	医師の診断書	学事課
留守家庭		共働き等により、児童の帰宅時に保護者が不在であり、やむを得ず通学区域外の祖父母宅や放課後児童クラブ等へ預けなければならないため、預かり先住所の指定校に通学を希望する場合	小学校卒業まで	勤務証明書 申立書兼誓約書 等	学事課 区民課
特定地域		教育委員会が指定している特定の地域に居住している場合	卒業まで		学事課 区民課
教育的配慮		いじめ、不登校等で指定校以外の学校へ就学することで、問題解決が見込まれる場合	卒業まで	※必要書類の有無は状況に応じて教育委員会が決定する	学事課

許可条件 ○ 通学方法・経路については学校長の指示に従う。 ○ 通学途中の事故については、保護者が責任を負う。
○ 許可期間終了後は居住地の指定校に就学する。